平成２６年（フ）第３３号
三重県津市半田934番地68　ウェイブハイツ２Ｃ
債務者　小宮真知子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９号
三重県四日市市大宮西町14番７号　ブランシェ・ラ・フォーレＣ
債務者　坂田　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
三重県四日市市大宮西町14番７号　ブランシェ・ラ・フォーレＣ
債務者　坂田　歩美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
三重県四日市市大矢知町3303番地５
債務者　冨士本友紀
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
三重県四日市市松寺２丁目16番13号
債務者　森　　昭司
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
三重県四日市市松寺２丁目16番13号
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
兵庫県姫路市保城717番地11
債務者　大久保和明
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県赤穂市上仮屋北19番地18　木元住宅６、従前の住所兵庫県赤穂市鷆和１番地56
債務者　川崎　道臣
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６７号
兵庫県姫路市北平野１丁目９番11号
債務者　栗原　英利
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８７号
兵庫県姫路市青山西２丁目22番22―405号第一青山ハイツ
債務者　中嶋　義信
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０２号
兵庫県高砂市神爪２丁目10番８―104号プレステージ宝殿
債務者　米谷　房子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０７号
兵庫県加古川市野口町二屋26番地の７
債務者　金丸　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１０号
兵庫県姫路市青山西２丁目22番22―201号第一青山ハイツ
債務者　井口　　洋
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６号
奈良県生駒市あすか野北３丁目４番３号
債務者　米田　　弘
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８４号
奈良県生駒市山崎新町８番９―101号
債務者　古谷　光広
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８８号
奈良市あやめ池北３丁目７番40号
債務者　石本　有紀
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９１号
奈良県大和郡山市池之内町38番地１　片桐ハイツ203号室
債務者　岸田　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　奈良地方裁判所